

審理員となるべき者の名簿

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 17 条の規定に基づき作成する、本市における審理員となるべき者の名簿は次のとおりとする。

|   | 審理員となるべき者                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 伊勢崎市専門委員設置規則（平成 17 年伊勢崎市規則第 21 号）第 2 条第 1 項第 3 号の民生部門の調査研究を職務とする専門委員 |

注 専門委員とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条第 1 項の規定に基づき置かれる非常勤の特別職である。